

経済産業省

平成 17・12・08 貿局第 1 号
輸出注意事項 1 7 第 3 4 号
経済産業省貿易経済協力局

「放射性同位元素の輸出承認について」を次のとおり制定する。

平成 1 7 年 1 2 月 1 5 日

経済産業省貿易経済協力局長 石田 徹

放射性同位元素の輸出承認について

輸出貿易管理令（昭和 2 4 年政令第 3 7 8 号）別表第 2 の 2 1 の 2 の項の中欄に掲げる放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 7 号）第 2 条第 2 項に規定する放射性同位元素の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和 6 2 年 1 1 月 6 日付け 6 2 貿局第 3 2 2 号・輸出注意事項 6 2 第 1 1 号）によるほか、平成 1 8 年 1 月 1 日から下記により行います。

記

- 1 適用地域
適用地域は、全地域とする。
- 2 適用品目
適用品目は、輸出貿易管理令別表第 2 の 2 1 の 2 の項の中欄に掲げる貨物であって、輸出貿易管理令別表第 2 の 2 1 の 2 の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める放射性同位元素を定める件（平成 1 7 年 1 2 月 1 5 日経済産業省告示第 3 3 4 号）の貨物とする。
- 3 輸出承認の申請者の資格
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室長が発行する放射性同位元素の輸出確認証（以下「確認証」という。）の交付を受けた者

4 確認証の交付申請

平成17年12月15日付け(17科原安第124号)「放射性同位元素の輸出確認証の交付要領」に定めるところによる。

5 輸出承認の申請

(1) 輸出承認申請書の提出先

輸出承認の申請をしようとする者は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課に輸出承認申請書2通を提出するものとする。

(2) 輸出承認申請の際の添付書類

申請理由書 1通

輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し 1通

確認証

その他経済産業大臣が特に必要があると認める場合は、当該書類

6 輸出の承認

輸出の承認は、上記5に従って行われたものであることを確認の上、行うものとする。

経済産業省告示第三百三十四号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の二一の二の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める放射性同位元素を次のように定め、平成十八年一月一日から施行する。

平成十七年十二月十五日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 松田 岩夫

輸出貿易管理令別表第二の二一の二の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める放射性同位元素は、次の各号に定めるものとする。

- 一 数量が三百ギガベクレル以上のもの（密封されたものに限る。）
- 二 数量が百ギガベクレル以上三百ギガベクレル未満のものであって、次のいずれかに装備されているもの
イ 透過写真撮影用ガンマ線照射装置
ロ 近接照射治療装置